

2020年5月 日

東京精神保健福祉士協会会員 各位

一般社団法人東京精神保健福祉士協会 代表理事
公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部 支部長
関 原 育
<公 印 省 略>

第7回（一社）東京精神保健福祉士協会総会・第16回（公社）日本精神保健福祉士協会東京都支部総会の開催について（お願い）

平素より本協会活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国を挙げて新型コロナウイルス感染症対策が講じられるなか、会員の皆様におかれましては、支援を必要とされる方々への対応や職場の組織運営はもとより、ご家族やご自身の健康管理においても並々ならぬご苦勞と努力を重ねておられることと拝察いたします。

本理事会では今年の年次総会の開催について慎重に協議を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の危険を回避することが優先と考え、定款第18条に基づき、会員の皆様には書面による議決権行使の形で参加をお願いすることになりました。

日本精神保健福祉士協会東京都支部総会につきましても、公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部規則第15条に則り、同様の参加方法といたします。

同じく、例年開催しておりました日本精神保健福祉士協会東京都支部代議員との意見交換会も、メールによる質疑及び意見集約に代えさせていただくこととなりました。

年次総会は会員の皆様と直接意見を交し合える貴重な審議の場ではありますが、今般の新型コロナウイルス感染予防の観点に鑑み、書面による議決権行使にご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

末筆ではありますが、感染拡大の一日も早い終息を祈るとともに、会員の皆様が無事にこの難局を乗り越えられますことを心よりご祈念申し上げます。

記

- 1 日時：2020年6月20日（土）午後1時30分～午後4時（予定）
- 2 会場：大橋会館207教室（東京都目黒区東山三丁目7番11号）
理事及び議長は会場にありますが、会員の皆様は来場せず、下記5を参照して書面による議決権行使をお願いします。
- 3 内容：第7回（一社）東京精神保健福祉士協会総会、第16回（公社）日本精神保健福祉士協会東京都支部総会
※東京精神保健福祉士協会総会終了後に臨時理事会を開催し、代表理事の選出を行います。

- 4 議決権者：東京精神保健福祉士協会正会員、日本精神保健福祉士協会東京都支部構成員
- 5 参加方法：議決権を有する会員に往復はがきにて書面決議回答票をお送りします（5月下旬ごろを予定）。決算書及び監事意見書については、監事監査終了後にホームページの会員ページにて公表します（5月末日までに掲載予定）。本状と同封の議案書をお読みのうえ、書面決議回答票にて6月16日（火）までに回答してください。書面決議回答票の提出をもって出席とさせていただきます。
- 6 議案書に関する質問・意見の窓口：東京精神保健福祉士協会代表メール（tokyooffice@tokyo-psw.com）にお寄せください。

以上

【お問い合わせ】

一般社団法人東京精神保健福祉士協会

Mail [tokyooffice@tokyo-psw.com](mailto:tokooffice@tokyo-psw.com)